

赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業  
公募設置等指針

令和3年7月

京都府舞鶴市

## 目次

■用語の定義	4
1. 事業の概要	6
(1) 事業の目的	6
(2) 舞鶴赤れんがパークの概要	6
(3) 事業範囲	10
(4) 事業の流れ	16
(5) その他	17
2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項	17
(1) 公募対象公園施設の種類	17
(2) 公募対象公園施設の場所	18
(3) 設置又は管理の開始の時期	18
(4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額	18
(5) 特定公園施設の整備に関する事項	19
(6) 利便増進施設の設置に関する事項	19
(7) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置	20
(8) 文庫山及び文庫山施設に関する事項	22
3. 公募の実施に関する事項等	23
(1) 公募への参加資格	23
(2) 設置又は管理の許可	24
(3) 提供情報	24
(4) 事業破綻時の措置	25
4. 公募の手続に関する事項等	25
(1) 日程	25
(2) 応募手続き	26
(3) 事務局	30
(4) 受付時間	30
(5) 審査方法等	30
(6) 公募設置等予定者等の決定	33
(7) 公募設置等計画の認定	33
(8) 契約の締結等	33

(9)	リスク分担 .....	34
(10)	その他 .....	36
	お問合せ・提出先 .....	39

■用語の定義

<p>公募設置管理制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年の都市公園法改正により創設された制度で、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定すること。</li> <li>都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜公募設置管理制度 のイメージ＞</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">民間が収益施設と公共部分を一体的に整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="background-color: #e0f0ff;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="background-color: #ffe0e0;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">従前</td> <td style="background-color: #e0f0ff;">民間資金</td> <td style="background-color: #ffe0e0;">公的資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0070c0; color: white;">新制度</td> <td style="background-color: #e0f0ff;">民間資金</td> <td style="background-color: #e0f0ff;">収益を充当</td> <td style="background-color: #ffe0e0;">公的資金</td> </tr> </table>	民間が収益施設と公共部分を一体的に整備					カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)		従前	民間資金	公的資金		新制度	民間資金	収益を充当	公的資金
民間が収益施設と公共部分を一体的に整備																	
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)															
従前	民間資金	公的資金															
新制度	民間資金	収益を充当	公的資金														
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。</li> <li>例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場等</li> <li>⇒当該指針では17ページに記載</li> </ul>																
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。</li> <li>⇒当該指針では19ページに記載</li> </ul>																
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。</li> <li>P-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。</li> <li>⇒当該指針では19ページに記載</li> </ul>																

公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。</li> </ul>
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。</li> </ul>
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。</li> </ul>
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園管理者が都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。</li> </ul>
指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設（体育館、公民館、公園など）の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる、地方自治法第244条の2に定められている公民連携の手法の一つ。</li> </ul>

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の目的

舞鶴市（以下「市」という。）では、舞鶴赤れんがパークを中心とした周辺一帯を、日本海側有数の一大交流拠点とし、さらなる交流人口の拡大を図るため、平成 27 年度（2015 年度）に「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり基本構想（以下「基本構想」という。）」、平成 28 年度（2016 年度）に「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）」、平成 29 年度（2017 年度）に「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画（以下「実施計画」という。）」を策定し、現在、基本構想、基本計画、実施計画に基づき、「日本近代化の躍動を体感できるまちとして、重要文化財の赤れんが倉庫群を擁する「舞鶴赤れんがパーク」を中心に、海上自衛隊関連施設を含む周辺地域を一体的に整備し、日本有数の一大交流拠点をつくるべく、市街地も含めたエリアマネジメントにより、海軍ゆかりの地舞鶴ブランドを形成していきます。」という整備の基本方針のもと、周辺整備に取り組んでいるところです。

このたび、市では、段階的に広がっていく当該エリアの更なる魅力向上、官民連携による持続可能なエリア運営を行うため、基本構想、基本計画、実施計画等を踏まえ、海軍ゆかりの歴史的建造物を適切に保存管理しつつ、それらを活かした新たな事業の実施や、既存公園施設の改修等による活用、新しい公園施設の設置・運営を行いながら、公園全体の管理運営業務を効率的・効果的に行い、舞鶴赤れんがパークの交流拠点としての魅力を更に向上させることを目的とする「赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業」（以下「本事業」という。）に係る公募設置指針を定め、公募を実施するものです。

### (2) 舞鶴赤れんがパークの概要

赤れんがパークは平成 24 年（2012 年）に、市の観光交流施設としてオープンした、国の重要文化財にも指定されるなど、歴史的価値の高い赤れんが倉庫群を擁する都市公園です。

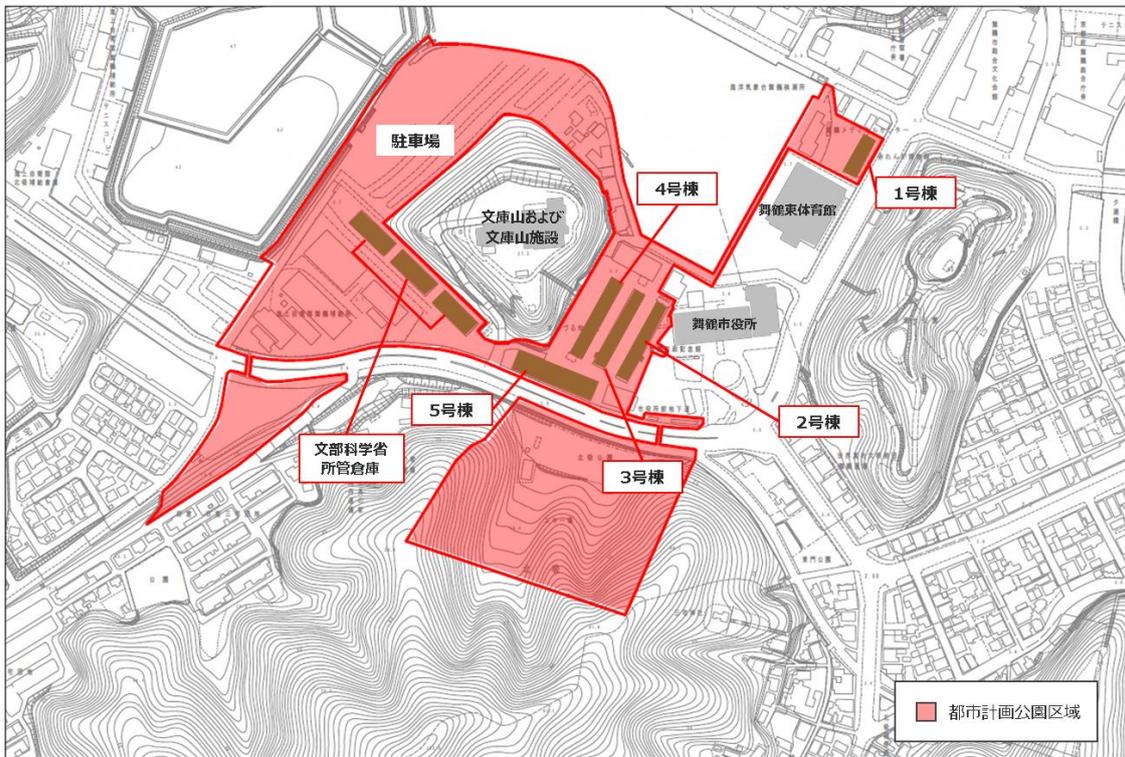
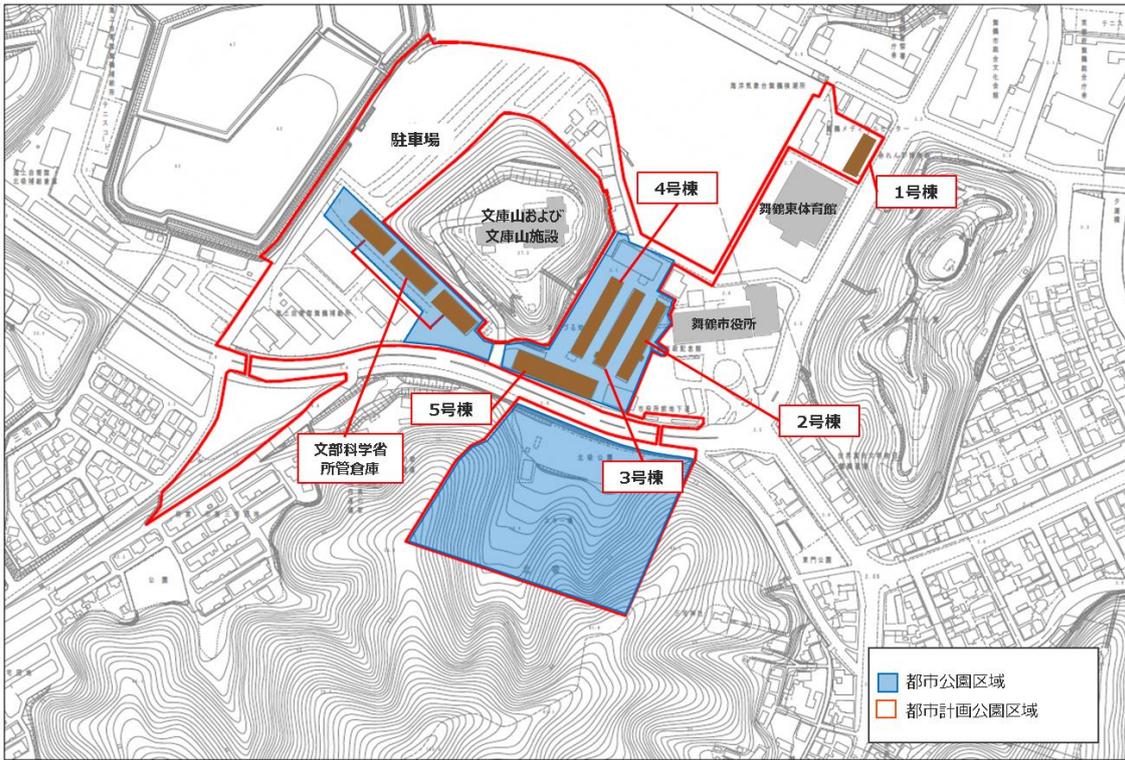
各施設の立地状況、都市計画公園区域、都市公園区域、施設等の概要は図表 1 - 1・2、図表 2 のとおりです。

都市計画公園区域、都市公園区域の一部について、文部科学省所管倉庫 3 棟のエリアは、国有地であり、市が管理団体になっています。文部科学省所管倉庫 3 棟については、令和 2 年度（2020 年度）に策定した国指定重要文化財建造物舞鶴鎮守府倉庫施設保存活用計画に基づき、順次耐震補強・修理工事を実施する予定です。

都市計画公園区域の一部について、本公募時点では、市による用地取得や整備工事が完了していない区域があり、今後、用地取得等事業の進捗に合わせて都市公園区域に編入する予定です。

（都市計画公園区域、都市公園区域と事業対象区域は一致していません。事業対象区域については図表 3 事業対象区域を参考下さい。また、今後の用地取得等のスケジュールについては「2（7）③将来的な管理運営区域の拡大に関する事項」（20 ページ）に記載しています。）

図表 1-1・2 各施設の立地状況等（注）



（注）赤枠で示した範囲は都市計画公園区域であり、認定計画提出者の管理範囲とは一致しません。

図表 2 舞鶴赤れんがパークの概要

項目	概要
所在地	京都府舞鶴市字北吸 1039 番地の 2 ほか
敷地面積 (都市公園区域)	(都市公園区域) 約 42,000 m <sup>2</sup> (都市計画公園区域) 約 90,900 m <sup>2</sup>
休園日	なし
都市公園、 周辺施設の状況	<p>■舞鶴赤れんがパーク</p> <p>種別：特殊公園（歴史公園）</p> <p>公園施設：赤れんが倉庫（有料施設）</p> <p>赤れんが 2 号棟（舞鶴市政記念館：国指定重要文化財）</p> <p>赤れんが 3 号棟（まいづる智恵蔵：国指定重要文化財）</p> <p>赤れんが 4 号棟（赤れんが工房：国指定重要文化財）</p> <p>赤れんが 5 号棟（赤れんがイベントホール：国指定重要文化財）</p> <p>その他：文部科学省所管倉庫（3 棟及び敷地：国指定重要文化財）</p>
	<p>■赤れんが博物館</p> <p>赤れんが 1 号棟（国指定重要文化財）</p>
	<p>■駐車場</p> <p>敷地面積：（現況）4,600 m<sup>2</sup></p> <p>駐車台数：大型バス 7 台、普通車 80 台（うち身体障害者用 2 台）</p>
地域防災計画で の位置付け	広域避難場所、救護所、救援物資集積所、応急仮設住宅建設地、ヘリコプター離着陸場、自衛隊派遣部隊車両駐車地区

公園内の赤れんが倉庫の現況は以下のとおりです。

名称	概要		
赤れんが 2 号棟 (市政記念館)	所在地	京都府舞鶴市字北吸 1039 番地の 2	
	竣工年月 (改修時)	平成 6 年 (1994 年) 9 月	
	竣工年月 (当初)	明治 35 年 (1902 年)	
	建物概要	構造	れんが造 2 階建
		延床面積	1,204.12 m <sup>2</sup>
内容	1 階：ホール、特別会議室、喫茶コーナー、事務室、トイレ、厨房施設、倉庫等 2 階：市政展示エリア、音響調整室、機械室、倉庫		
赤れんが 3 号棟 (まいづる智恵蔵)	所在地	京都府舞鶴市字北吸 1039 番地の 12	
	竣工年月 (改修時)	平成 19 年 (2007 年) 3 月	
	竣工年月 (当初)	明治 35 年 (1902 年)	
	建物概要	構造	れんが造 2 階建
		延床面積	1,521.62 m <sup>2</sup>

		内容	1階：企画展示室、収蔵庫、事務室、トイレ等 2階：倉庫、機械室 ※2階は市の常設展示エリア、コワーキングスペース等として使用
赤れんが4号棟 (赤れんが工房)	所在地		京都府舞鶴市字北吸 1039 番地の 13
	竣工年月 (改修時)		平成 24 年 (2012 年) 3 月
	竣工年月 (当初)		明治 35 年 (1902 年)
	建物概要	構造	れんが造 2 階建
		延床面積	1,611.19 m <sup>2</sup> (トイレ棟含む)
内容		1階：工房エリア、フリースペース 1~2、スタジオ 1~3 2階：フリースペース 3~4、工房 1~4、機械室等	
赤れんが5号棟 (赤れんがイベントホール)	所在地		京都府舞鶴市字北吸 1039 番地の 1
	竣工年月 (改修時)		平成 24 年 (2012 年) 3 月
	竣工年月 (当初)		大正 7 年 (1918 年)
	建物概要	構造	れんが造 2 階建
		延床面積	2,532.50 m <sup>2</sup>
内容		1階：大型多目的ホール、トイレ、厨房施設、倉庫等 2階：倉庫	

外構の現況は以下のとおりです。

概要		
所在地	舞鶴市字北吸地内	
敷地面積	17,388 m <sup>2</sup>	
施設内訳	園路	自然色アスファルト舗装 (2,885.7 m <sup>2</sup> )、透過性コンクリート舗装 (653.0 m <sup>2</sup> )、コンクリート舗装 (29.5 m <sup>2</sup> )、れんが石畳 (1,753.0 m <sup>2</sup> )、軌道型通路 (70.2m)、石畳舗装 (193.7 m <sup>2</sup> )
	広場	芝生広場 (芝生・3,636.2 m <sup>2</sup> )
	管理施設	フェンス (H=1.8m・192.9m)、門扉 (H=1.8m・2箇所)、車止め (26基)
	休養施設	ベンチ・石 (12基)、ベンチ・擬木 (10基)
	花壇	150.0 m <sup>2</sup>
	電気設備	ポール照明灯 (12基)

※その他給水設備、排水設備、植栽樹木等あり。

### (3) 事業範囲

#### ① 事業内容

本事業は、「赤れんが」「海・港」の景観やブランド・イメージ、海軍ゆかりの歴史的建造物を活かし、赤れんが倉庫等の既存施設を有効活用しつつ、広大な園内を活かす民間活力の導入により、来園者等の満足度を高め、市の観光戦略拠点である舞鶴赤れんがパークを中心とした周辺一帯を、日本海側有数の一大交流拠点とし、さらなる交流人口の拡大を目指すものです。

事業の実施に当たっては、公募設置管理制度（P-PFI）を活用し、民間事業者による賑わい創出に資する便益施設（飲食店、売店等）（以下「公募対象公園施設」という。）の設置運営や、赤れんが倉庫等既存施設の民間事業者の自己負担による改修・利活用、また、芝生広場（以下「特定公園施設」という。）の整備に関する提案を募集します。

なお、園地全体の維持管理運営は、地方自治法第 244 条の 2 に基づく指定管理者として、管理運営の提案を募集します。

また、舞鶴赤れんがパークの管理運営にあたっては、果たすべき使命（ミッション）や将来的な構想（ビジョン）を通して、認定計画提出者がそのノウハウ等を十分発揮し、市民サービスの向上や施設の効果的・効率的な運営が図られる提案を募集します。

#### (1) 赤れんがパークの設置目的（果たすべき使命・ミッション）

赤れんがパークは、国の重要文化財であり、舞鶴の歴史的資産でもある赤れんが倉庫群を次代へ伝えていくため保存・活用し、市民の憩いの場の創出と観光交流人口の増大による地域経済の活性化を目的に設置したものです。

#### (2) 施設運営の基本的な方向性（将来的な構想・ビジョン）

- ① 利用者が快適かつ安全に施設を利用でき、利用者の立場に立った管理運営
- ② 来場者数の増加
- ③ 憩いの場や創造的な活動の場として、市民に親しまれる機会提供
- ④ 地域の情報など、観光客への案内サービスの充実
- ⑤ 海の京都観光戦略拠点機能を確立するため、次の 2 点を推進

##### (ア) 観光案内所の設置（広域観光案内）

舞鶴を訪れた観光客が、近隣の観光情報をタイムリーに得ることができる広域観光拠点施設として、観光案内サービスを提供する。

##### (イ) ブランドプロモーションの実施

海軍ゆかりのまちのブランド力の向上に努める。

遊覧船との連携など、エリアの特性を生かした取り組みの推進に努める。

- ⑥ 国の重要文化財であることを踏まえた管理運営

また、認定計画提出者が業務の遂行にあたり業務の質の向上を図るため、成果目標を次のとおり設定します。

項目	目標値
①舞鶴赤れんがパークの来場者数	150 万人以上（令和 14（2032）年 3 月末）
②舞鶴赤れんがパークの観光消費額	観光消費単価 2,000 円（令和 14（2032）年 3 月末）

## ② 舞鶴赤れんがパークに導入を想定する事業項目

### （ア）公募対象公園施設の設置\*及び管理運営業務

※公募対象公園施設の設置には、既存の公園施設（赤れんが倉庫等）を改修等により、利活用することも含むものとする。

（イ）特定公園施設の設計業務（公募内容から変更・追加される場合の設計変更等を含む）

（ウ）特定公園施設の建設業務

（エ）特定公園施設の譲渡業務（市への引渡し）

（オ）利便増進施設（必要とする場合）の設置及び管理運営業務

（カ）指定管理業務による園地全体の管理運営業務

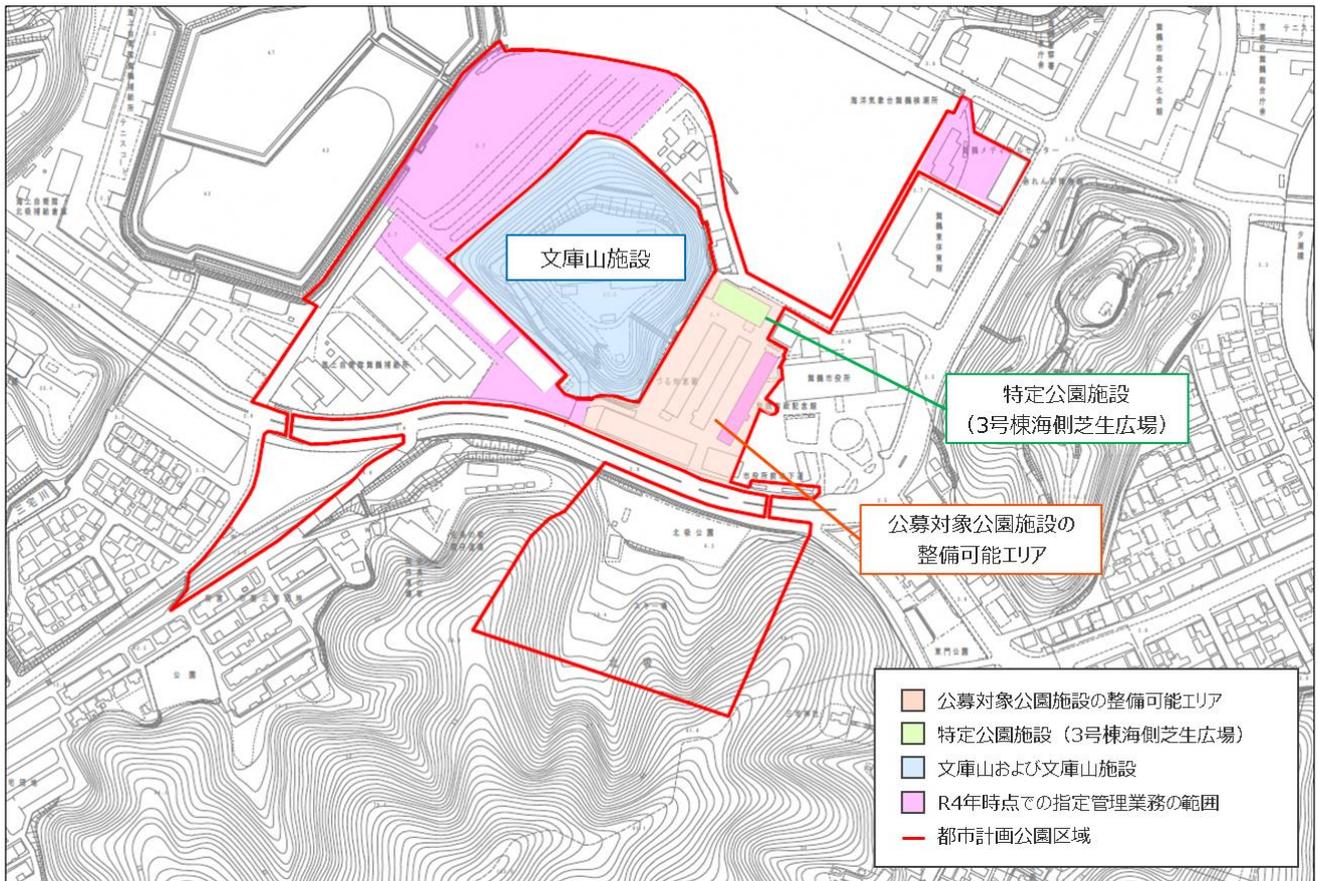
（キ）文庫山及び文庫山施設の活用及び維持管理運営業務

## ③ 公募区域

事業対象区域は図表 3 のとおりです。図表 3 のうち令和 4 年度時点での指定管理業務の範囲（桃色）（注）、特定公園施設（緑色）、公募対象公園施設の設置可能エリア（橙色）、文庫山および文庫山施設（水色）が事業開始時の認定計画提出者の管理範囲となります。

（注）特定公園施設（緑色）、公募対象公園施設の設置可能エリア（橙色）のうち公募対象公園施設を除く部分についても指定管理業務の対象範囲とします。

図表 3 事業対象区域（注）



（注）文部科学省所管倉庫およびその敷地はすべて国が所管しており、本市が管理委託を受けています。本事業の指定管理者には敷地部分の維持管理業務のみを実施していただきます。

公募対象公園施設の設置・改修可能エリアに立地する赤れんが倉庫について、平面図ならびに認定計画提出者が活用可能な区画は参考資料 2「赤れんが倉庫 2～5 号棟平面図」に示すとおりです（橙色で着色した箇所が活用可能区画）。

ただし、赤れんが倉庫 2～5 号棟のうち、赤れんが倉庫 2 号棟については、指定管理業務による管理運営とし、赤れんが倉庫 3～5 号棟を公募対象公園施設の整備可能施設とします。

赤れんが倉庫 5 号棟は、舞鶴市地域防災計画において地域内輸送拠点開設場所に位置付けられているため、災害時においては、認定計画提出者は、本施設の使用について、市に協力するものとします。

なお、市として特に維持すべきであると考えられる機能を除いては、赤れんが倉庫全体を活用いただくことを期待します。

また、現在、エリア整備に取り組んでいるところであり、令和 4 年度時点での事業範囲面積は約 61,400 m<sup>2</sup>となる見込みです。

各施設の概要等については、(2) 舞鶴赤れんがパークの概要（6 ページ）をご参照下さい。現在整備を進め、令和 4 年度から供用を予定している赤れんが博物館前広場、駐車場の概要（予定）及び文庫山施設の現況は図表 4 のとおりです。

図表 4 赤れんが博物館前広場、駐車場（概要）及び文庫山施設（現況）

赤れんが博物館前広場（予定）

概要		
所在地	舞鶴市字北吸他地内	
敷地面積	2,285 m <sup>2</sup>	
施設内訳	広場	擬石平板舗装（1,098.3 m <sup>2</sup> ）、 コンクリート擬木デッキ舗装（1,060.7 m <sup>2</sup> ） 階段（4段、73m）
	管理施設	転落防止柵（H=1.1m・69m）、車止め（23基）
	休養施設	ベンチ・石（12基）、ベンチ・擬木（10基）
	植栽	ケヤキ（8本）
	電気設備	LED フットスタンド（9基）、LED ローポールライト（3基）、 LED フットライト（32基）、LED 地中埋込ライト（20基）、 LED スポットライト（21基）

駐車場（予定・現況）

概要	
所在地	京都府舞鶴市字北吸 249 番地 6
敷地面積	（令和 4 年度）16,325 m <sup>2</sup> ※（現況）4,600 m <sup>2</sup>
駐車台数	（令和 4 年度）大型バス 7 台、普通乗用車 505 台（うち、身体障害者用 2 台、軽自動車用 14 台）

※駐車場については、上記のとおり令和 4 年度から敷地面積を拡大する予定です。

また、令和 4 年度中にゲート設置（有料化）及びトイレ整備工事を実施するほか、令和 5 年度以降に、海側のボードウォーク整備を行う予定です。

※上記整備工事により、令和 5 年度以降駐車台数は約 430 台となる見込みです。

文庫山施設（現況）

概要		
所在地	京都府舞鶴市字北吸 1049 番地の 1	
区域区分	市街化区域	
用途地域等	第二種住居地域、準住居地域	
建蔽率	60%	
容積率	200%	
竣工年月	昭和 54 年（1979 年）	
建物概要	構造	鉄筋コンクリート造（平屋建て）
	延床面積	1,986.86 m <sup>2</sup> 注）敷地面積は 19,514 m <sup>2</sup> （うち山頂平地面積 6,100 m <sup>2</sup> ）
	内容	大広間（舞台あり 99 畳）、多目的室、娯楽室（和室 3 室）、茶室、浴室、展望台、屋外運動場ほか

④ 事業イメージと費用負担及び役割分担

各施設等における事業イメージと費用負担及び役割分担については、図表5に示すとおりです。

図表5 事業イメージと費用負担及び役割分担

項目		公募対象 公園施設	利便増進施設	特定公園施設	文庫山及び 文庫山施設	指定管理業務に よる園地全体の 運営・維持管理
設計 施工	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	※認定計画提出者	—
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	舞鶴市と認定計画提出者	※認定計画提出者	—
	位置づけ	基本協定により認定計画提出者が公園施設設置・管理許可を受けて整備	認定計画提出者が都市公園占用許可を受けて整備	公園施設譲渡契約により舞鶴市へ譲渡	※認定計画提出者が舞鶴市より普通財産の貸付を受けて実施	—
管理 運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者が、指定管理者として維持管理を実施	※認定計画提出者	認定計画提出者が、指定管理者として維持管理を実施
	費用負担	認定計画提出者 ※設置許可使用料も負担	認定計画提出者	舞鶴市	※認定計画提出者	舞鶴市 ※自主事業は認定計画提出者の負担により実施
	位置づけ	基本協定により認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて管理運営	認定計画提出者が都市公園占用許可を受けて管理運営	基本協定により認定計画提出者が指定管理者となり管理運営	※認定計画提出者が舞鶴市より普通財産の貸付を受けて実施	基本協定により認定計画提出者が指定管理者となり管理運営
	財産管理	認定計画提出者	認定計画提出者	舞鶴市	※認定計画提出者	舞鶴市

※文庫山及び文庫山施設において提案の無かった区域については、市において整備等を行う場合があります。

提案の無かった区域の維持管理については、市による整備の有無に関わらず、原則、認定計画提出者に維持管理業務を委託するものとし、認定計画提出者は、これを受託するものとします。

### ⑤ 事業期間

事業期間は、図表6のとおりです。

認定公募設置等計画の有効期間は、基本協定締結から令和24年（2042年）3月31日までとします。認定の有効期間には、設計、工事及び事業終了前の公募対象公園施設の解体・原状回復に要する期間を含みます。

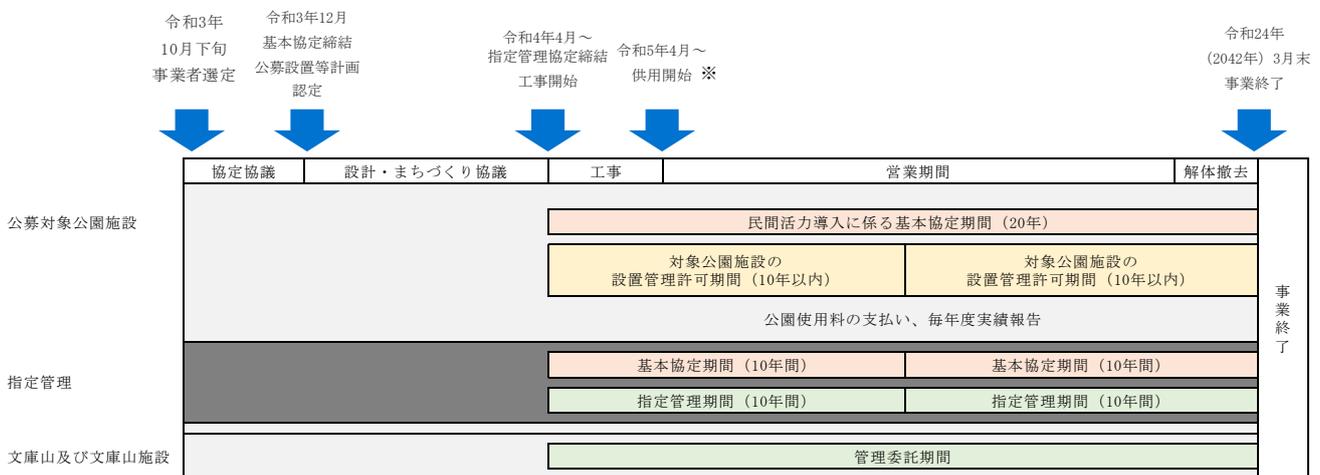
基本協定締結から工事開始までの間、認定計画提出者は地元団体や事業者との協議・ヒアリングを行い、まちづくりに関するビジョンや方向性を検討した上で地域と共有するものとします。

公募対象公園施設の設置・管理許可の期間は、公募対象公園施設の着工日から認定公募設置等計画の有効期間終了日までとします。なお、設置・管理許可開始から10年目に認定計画提出者からの申請により設置管理許可を更新します。

指定管理業務の期間は、当初は令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間を予定しています。その後、令和14年4月1日から令和24年3月31日までの指定管理は認定計画提出者を非公募で審査し、指定管理者の指定を行う予定です。また、舞鶴赤れんがパークの整備スケジュールに合わせ、指定管理業務の仕様書や年度協定書の内容（指定管理料等）の見直しを想定しています。ただし、この指定の期間は、舞鶴市議会の議決により確定するものである点、ご注意ください。

なお、期間満了で営業を終了するときは、認定計画提出者の負担で、公募対象公園施設の用地（赤れんが倉庫等の既存施設を利活用した場合は既存施設）を原状回復していただきます。

図表6 事業期間



※供用開始の時期は、公募設置等計画に定めるものとする。

#### (4) 事業の流れ

事業は、下記の①～⑨の流れで進めて行くこととなります。

##### ① 公募設置等予定者の選定

市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

##### ② 公募設置等計画の認定

市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

##### ③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

##### ④ 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置・管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。

##### ⑤ 特定公園施設の設計・建設、市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、一旦、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後、市が認定計画に基づく建設費用を負担し、譲渡契約書に基づき当該特定公園施設を取得します。

公募対象公園施設及び特定公園施設の整備に関する公園使用料は免除とします。

工事完了の期限については、令和5年(2023年)3月とします。ただし、期限については市と協議の上、延長することも可能です。

##### ⑥ 園地の管理運営

市は、認定計画提出者を園地全体(図表10で示す区域)における管理運営の「指定管理者」とすることを予定しています。

##### ⑦ 特定公園施設の管理運営

全ての特定公園施設の引き渡し後において、園地の指定管理業務の一環として特定公園施設の維持管理及び運営を行っていただくことを予定しています。

##### ⑧ 文庫山及び文庫山施設の活用及び維持管理運営

文庫山及び文庫山施設については、事業対象区域の中心部に位置し、舞鶴湾を眺めることができる魅力的な眺望があることなどから、赤れんがパークとともに当該施設も含めた周辺を一体的に管理することにより、魅力向上につながると考えており、認定計画提出者に文庫山及び文庫山施設の活用を期待するとともに、維持管理業務を委託することを予定しています。

##### ⑨ 施設整備にかかる建築確認申請

公募対象公園施設、特定公園施設の整備に際する建築確認申請上の敷地は、土地所有者である市と協議の上、設定することとします。

## (5) その他

### ① 指定管理区域での公園使用料

指定管理者が、指定管理エリアにおいて行うイベント等に係る行為許可に伴う公園使用料は免除とします。

### ② 周辺工事との調整事項

赤れんが周辺等まちづくり事業との工程調整、安全管理を図りながら公募対象公園施設・特定公園施設の整備を行っていただきます。

## 2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

### (1) 公募対象公園施設の種類

飲食店、売店等の便益施設など、舞鶴赤れんがパークの賑わい創出につながる施設の整備・活用を提案して下さい。都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の2に規定されている施設で、当該施設から生じる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められる施設を提案して下さい。

当該施設は公園利用者へのサービス向上だけでなく、地域全体の魅力向上や活性化に資するものとしします。

また、公募対象公園施設の設置にあたっては、赤れんが倉庫等の既存の公園施設を利活用する形で整備して下さい。公園区域（屋外）に新設しても構いません。ただし、赤れんが倉庫は、国指定の重要文化財であるため、赤れんが倉庫及びその周辺広場の活用にあたっては、参考資料3「国指定重要文化財建造物舞鶴旧鎮守府倉庫施設保存活用計画」に従い、文化財とその周辺環境の保護に配慮し、文化財を毀損しない形での利活用を提案して下さい。国指定重要文化財に指定されている主要な施設等は以下のとおりですが、詳細は参考資料3「国指定重要文化財建造物舞鶴旧鎮守府倉庫施設保存活用計画」を確認してください。また、重要文化財の現状変更等については文化庁ホームページに掲載されております「国宝・重要文化財建造物 保存・活用の進展を目指して」([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei\\_kenzobutsu/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_kenzobutsu/))等もご参考下さい。

赤れんが倉庫の活用にあたり、火気の使用を提案する場合、考えうる防火対策も提案いただく等、文化財を毀損しない対策も合わせて提案してください。提案の内容によっては、事業者選定後において、文化庁との協議が必要になる場合があります。この場合、協議によっては、提案内容を変更する必要がある場合や、許可申請等に期間を要する場合があります。

図表 7 舞鶴赤れんがパーク内の国指定重要文化財

指定名称	舞鶴赤れんがパークの呼称	
舞鶴海軍兵器廠魚型水雷庫	赤れんが博物館	1号棟
舞鶴海軍兵器廠予備艦兵器庫	舞鶴市政記念館	2号棟
舞鶴海軍兵器廠弾丸庫並小銃庫	まいづる智恵蔵	3号棟
舞鶴海軍兵器廠雑器庫並預兵器庫	赤れんが工房	4号棟
第三水雷庫（附）	イベントホール	5号棟
舞鶴海軍需品庫需品庫（三棟）（注）	—	6号棟、7号棟、8号棟

（注）三棟は現在文部科学省が所管しています。敷地も国有地であり、国指定重要文化財としての指定を受けています。

(2) 公募対象公園施設の場所

公募対象公園施設を新設する場合は図表3「事業対象区域」に示す公募対象公園施設設置可能区域内、赤れんが倉庫等の既存施設を利活用する場合は、参考資料2「赤れんが倉庫2～5号棟平面図」に示す公募対象公園施設設置可能区域内で、適当とする場所を提案して下さい。

図表 8 設置可能区域（屋外）に公募対象公園施設を設置する場合の条件

建築可能面積（上限）	3,300㎡
------------	--------

なお、公募対象公園施設設置可能区域内のうち、以下に示す赤れんが倉庫内の既存機能については、令和4年度以降も存続させることを予定しています。コワーキングスペースについては、市において、令和4年度中に2号棟への機能移転を計画していますが、現状（3号棟2階）の位置を含め、公募対象公園施設設置可能区域内のその他の場所において、コワーキングスペース等の設置提案を妨げるものではありません。

現行通りの位置で存続させる既存機能	【2号棟】多目的ホール、特別会議室
移転の上存続させる既存機能	【3号棟】コワーキングスペース ※2号棟2階への機能移転を計画

(3) 設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置管理許可（改修、営業）は 令和4年4月からとなる予定です。

(4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公園区域（屋外）を活用して公募対象公園施設を新設する場合、使用料の最低額は以下のとおりです。

公募対象公園施設の使用料の下限	公園区域(屋外)	1,728円/㎡・年 以上 (税込)
-----------------	----------	--------------------

既存施設である赤れんが倉庫を利活用して公募対象公園施設を設置する場合、使用料の最低額は以下のとおりです。

公募対象公園施設の使用料の下限	赤れんが倉庫3号棟	1,868円/㎡・年 以上 (税込)
	赤れんが倉庫4号棟	1,868円/㎡・年 以上 (税込)
	赤れんが倉庫5号棟	1,947円/㎡・年 以上 (税込)

なお、赤れんが倉庫1棟全体を活用する場合、使用料の最低額は以下のとおりです。

公募対象公園施設の使用料の下限	赤れんが倉庫3号棟	2,792,230円/棟・年 以上 (税込)
	赤れんが倉庫4号棟	2,792,230円/棟・年 以上 (税込)
	赤れんが倉庫5号棟	4,908,970円/棟・年 以上 (税込)

上記を参照し、年間使用料及び対象面積を提案して下さい。

ただし、設置許可期間内において、提案された使用料が条例改正により条例で定める額を下回る場合には、条例で定める使用料が適用されます。

## (5) 特定公園施設の整備に関する事項

### ① 特定公園施設の整備について

特定公園施設として図表9で示す3号棟海側芝生広場を再整備してください。特定公園施設は認定計画提出者が設計・建設し、市に引き渡すものとします。芝張替えの対象となる箇所は以下に示すとおりです。

再整備にあたっては、芝生の再整備（A=903㎡、高麗芝張り替え、ベタ張り、目串なし）を必須とします。その他来園者の利便性向上に資する整備（移設可能な設備・仮設物の設置等）で、市の認めるものについても実施することが可能です。

図表9 特定公園施設整備箇所



### ② 市による特定公園施設の整備費用の負担

市が負担する費用の上限額は以下のとおりとします。

■市が負担する費用の上限額：2,000,000円（税込）

なお、市が提示する整備条件以上の整備を行う部分についての費用は認定計画提出者の負担となります。

## (6) 利便増進施設の設置に関する事項

### ① 利便増進施設の設置について

事業対象区域内に、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔を認定計画提出者の任意提案により設置することが可能です。利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案して下さい。

## ② 利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設を設置する場合の占用料は以下のとおりです。

■ 占用料（看板・広告塔を設置する場合）：330 円／表示面積 $m^2$ ・月（非課税）

■ 占用料（自転車駐車を設置する場合）：1,728 円／表示面積 $m^2$ ・月（非課税）

## （7） 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

### ① 園地全体の管理運営等に関する事項

公園利用者に快適な空間を提供するために、特定公園施設を含む舞鶴赤れんがパーク（文庫山及び文庫山施設を除く。）の園地全体において、建物や設備の修繕、保守、衛生管理、警備、清掃や植栽管理等について、指定管理業務を行って下さい。赤れんがパーク駐車場については、一部区画をイベント等で一時的に活用いただく提案をすることも可能です。

指定管理業務の内容は、「舞鶴赤れんがパーク指定管理者業務仕様書（案）」に準拠するものとし、効率的かつ公園全体での一体的な管理運営を行って下さい。

### ② 指定管理業務に係る管理運営費用の負担

指定管理業務に係る管理運営費用は、市から支払う指定管理料により賄って下さい。ただし、自主事業等の収益を指定管理業務に係る管理運営費用に充当することは可能とします。

市が負担する指定管理料の上限額は以下のとおりとします。

■ 市が負担する費用の上限額

年額：36,348,931 円（税込）

事業期間（10 年間）の総額：363,489,310 円（税込）

上記を参照し、年間の指定管理料および事業期間を通じた指定管理料の総額を提案して下さい。

事業期間を通じて毎年定額の指定管理料の支払いを受ける提案だけでなく、段階的に指定管理料の支払い額を引き下げる提案も可能とします。

※各年度の指定管理料については、舞鶴市議会で当該予算が可決されなかった場合は無効とします。

なお、上記の指定管理料は、事業開始時の管理範囲（図表 10 において桃色で示す範囲のうち、文庫山および文庫山施設を除いた部分）を想定した費用です。将来的に管理範囲が拡大した場合の費用負担については、都度本市と指定管理者の間で協議の上決定するものとします。

指定管理施設の修繕に係る修繕料の負担の考え方や異常事態の処理に係る手数料の負担の考え方は本指針（9）リスク分担②指定管理業務（35 ページ）を参照して下さい。

### ③ 将来的な管理運営区域の拡大に関する事項

本事業と並行して、本市は舞鶴赤れんがパーク周辺一帯の整備を計画しています。用地取得および整備の内容、スケジュールの概要は以下のとおりです。整備事業の詳細は参考資料 5 「外構計画実施設計概要（案）（実施設計書抜粋）」に示すとおりです。

整備に伴う認定計画提出者の管理運営区域の拡大イメージは図表 10 に示すとおりです。

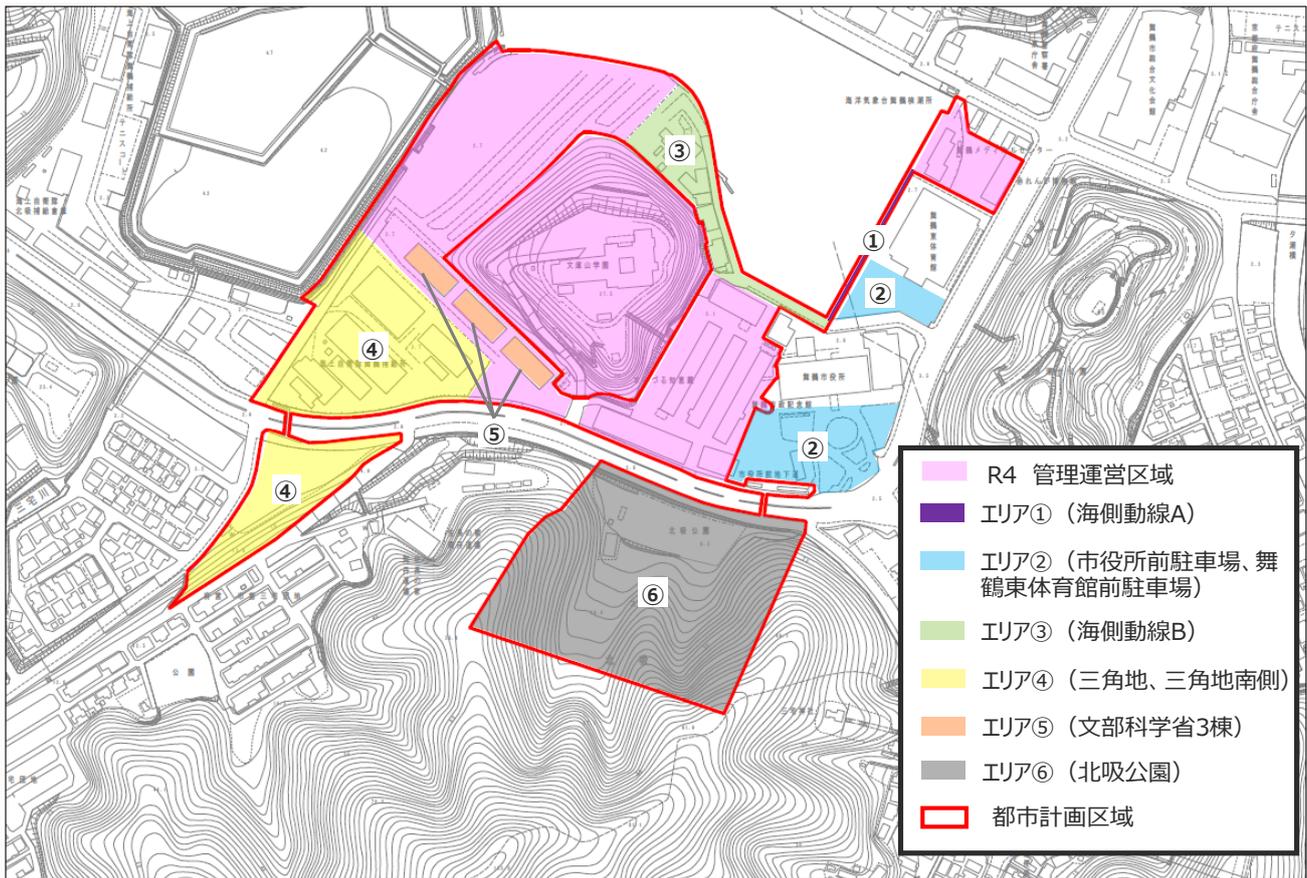
令和 4 年度時点の管理区域のうち、赤れんがパーク駐車場については、令和 4 年度に市が有料化に向けた設計・施工を行い、令和 5 年度から有料駐車場として供用を開始する予定です。認定計画提出者には、指定管理業務の一環として、駐車場の維持管理や料金の徴収等に関わる業務を実施いただく予定です。また、駐車場の利用料金収入については、指定管理者の収入とすることを想定しています。

図表 10 のうち、①、③、④のエリアについては、供用可能な状態になり次第、都度指定管理業務の対象範囲に編入することを想定しています。新規のエリアを編入する際には、事業者と協議の上、指定管理業務の仕様書及び年度協定書の内容の見直しを行います。都市公園区域に含まれない市役所前駐車場、舞鶴東体育館前駐車場（エリア②）については、整備工事を実施後、認定計画提出者と協議の上、別途管理・運営いただくことを想定しています。

エリア⑤は令和 5 年度頃からの整備開始を見込んでおり、管理運営のあり方については別途検討します。

エリア⑥については、現時点において、認定計画提出者の管理運営区域に含める予定はありません。

図表 10 将来的な管理運営区域の拡大イメージ



エリア	供用可能時期 (見込)
エリア① (海側動線 A)	令和 5 年度頃
エリア② (市役所前駐車場、舞鶴東体育館前駐車場)	令和 6 年度頃
エリア③ (海側動線 B)	令和 7 年度頃
エリア④ (三角地、三角地南側)	令和 10 年度頃

(8) 文庫山及び文庫山施設に関する事項

① 文庫山及び文庫山施設の活用提案に関する事項

文庫山については、本事業対象エリアの中心に位置しており、本事業と合わせて有効活用が図られることが期待されるため、認定計画提出者に対し、文庫山施設等の有効活用に関する提案を求めます。

文庫山施設等の活用提案については、事業者選定後、提案の実現性等について市と認定計画者の間で改めて協議を行うものとします。提案内容を精査後、市は調整の上、認定計画提出者と賃貸借契約を締結します。

文庫山及び文庫山施設の使用料の最低額は以下のとおりです。

文庫山及び文庫山施設の使用料の下限	文庫山及び文庫山施設(屋外・屋内)	1,482円/㎡・年 以上(税込)
-------------------	-------------------	-------------------

※上記の使用料については、舞鶴市議会での議決を要することから、可決されなかった場合は無効とします。

文庫山施設(建物)は、現状での貸付となります。認定計画提出者が行う改修等の後、管理運営に伴う修繕においては、認定計画提出者の負担において実施するものとします。建物及び敷地については、事業を実施するために必要な区域、面積について提案することとします。

② 文庫山及び文庫山施設の維持管理に関する事項

市は、文庫山のうち、法面や活用提案のなかった範囲についての維持管理業務を認定計画者に委託します。詳細な金額や業務内容など認定計画提出者選定後に協議の上決定するものとします。

市が想定する維持管理内容は以下に示すとおりです。

文庫山施設周辺	文庫山施設及びその周辺については、利活用の提案を求めるものとしています。ただし、活用提案がなかった場合や、提案があっても活用する区域が一部だけであった場合には、提案のあった区域以外について、草刈りや施設点検等の日常の維持管理業務を行っていただきます。
文庫山法面	文庫山の周辺法面については、遊歩道等の施設の日常の維持管理、植栽剪定、草刈り等の業務を行っていただきます。

(注) 文庫山法面は、急こう配であることから土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域に指定されているため、令和3年度にボーリング調査を行うこととしております。調査の結果、関係機関と協議の上、法面の安定が確認された面については、同警戒区域から解除され対策工事は不要となり、修景施設や園路等の整備を行う予定としています。調査の結果、対策が必要な場合は、令和4年度に対策工法の検討を行い、令和5年度以降に対策工事を実施することを予定しています。

このため、法面の維持管理の内容は、今後のボーリング調査の結果や関係機関との協議を踏まえて計画する整備の内容によって確定するものとします。

### 3. 公募の実施に関する事項等

#### (1) 公募への参加資格

##### ① 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けていること。
- (イ) 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っていること。
- (ウ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消しを受けたものであること。
- (エ) 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人の規定により、市から入札の参加者資格を取り消されていること。
- (オ) 法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人であること（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）。
- (カ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入が必要であるにもかかわらず、その手続を行っていないこと。
- (キ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと。）。
- (ク) 舞鶴市暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者。
- (ケ) 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないこと。
- (コ) 本事業に関するアドバイザー業務受託者である、株式会社日本総合研究所と資本関係又は人事関係を有する法人。なお、資本関係とは、親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。）と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。また、人事関係とは、一方の企業の役員（会社法第329条第1項に規定する役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。）が他方の企業の役員を兼ねている場合をいう。
- (サ) 本指針4（5）②で示す選定委員会の委員又は委員が属する企業等と資本関係又は人事関係を有する法人。資本関係及び人事関係の定義は、前項と同一とする。

##### ② 応募者の資格

- (ア) 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- (イ) グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めて下さい。
- (ウ) 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- (エ) 特定公園施設の建設業務を実施する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、「土木一式工事」につき一般建設業もしくは特定建設業の許可を受けていることと

します。

- (オ) 代表法人は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。
- (カ) 公募対象公園施設の設計業務を行う者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること、かつ類似した同程度以上の規模の施設の設計業務実績を有することとします。

### ③ 応募の条件

- ・ 応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- ・ 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

#### (2) 設置又は管理の許可

本市は、選定した認定計画提出者と基本協定書を締結の上、細目協議を行います。協議が成立し、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計内容を承諾した後、都市公園法第5条第1項に基づき、認定計画提出者は公園施設の設置管理許可申請を行い、設置管理許可を受けて下さい。

なお、公募対象公園施設や特定公園施設での運営、維持管理を他者に応募者の管理のもと委託し実施することは設置管理許可のもと可能です。

#### (3) 提供情報

公募設置等計画、指定管理に関する計画ならびに収支計画書の作成にあたっては、以下の参考資料および別添資料を参照して下さい。

参考資料 1：現行指定管理範囲エリア図

参考資料 2：赤れんが倉庫2～5号棟平面図（公募対象公園施設設置可能区域を着色）

参考資料 3：国指定重要文化財建造物舞鶴旧鎮守府倉庫施設保存活用計画

参考資料 4：文庫山施設平面図

参考資料 5：外構整備計画概要（案）（実施設計書抜粋）

参考資料 6：特定公園施設計画図（案）

参考資料 7：指定管理料上限額（舞鶴赤れんがパーク）

参考資料 8：指定管理料積算参考資料（舞鶴赤れんがパーク）

参考資料 9：赤れんがパーク2～5号棟利用者数

参考資料 10：舞鶴旧鎮守府倉庫施設全体配置図（参考資料3：4ページ 図1.3.1）

参考資料 11：地下埋設物平面図

参考資料 12：備品台帳（現行指定管理エリア）

参考資料 13：赤れんがパーク主な修繕実績（現行指定管理エリア）

参考資料 14：令和元年度赤れんがパーク主なイベント実績（抜粋）

別添資料 1：舞鶴赤れんがパーク指定管理者業務仕様書（案）

別添資料 2：赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業基本協定書（案）（公募設置管理制度）

別添資料 3-1：赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業基本協定書（案）（指定管理者制度）

別添資料 3-2：赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業に関する年度協定書（案）（指定管理者制度）

別添資料 4：特定公園施設譲渡契約書（案）

別添資料 5：様式集

#### （４） 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第 5 条の 8 に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得て、別の民間事業者に事業を承継させることとします。

### 4. 公募の手續に関する事項等

#### （１） 日程

項目	時期
公募設置等指針の公表	令和 3 年（2021 年）7 月 29 日（木）
現地見学会・説明会参加申込期限	令和 3 年（2021 年）8 月 9 日（月）まで
現地見学会・説明会の開催	令和 3 年（2021 年）8 月 10 日（火）
応募登録	令和 3 年（2021 年）8 月 19 日（木）まで
質問書受付	令和 3 年（2021 年）8 月 20 日（金）まで
質問書回答	令和 3 年（2021 年）8 月 27 日（金）までに回答（予定）
再質問書受付	令和 3 年（2021 年）9 月 10 日（金）まで
再質問書回答	令和 3 年（2021 年）9 月 17 日（金）までに回答（予定）
公募設置等計画の受付	令和 3 年（2021 年）10 月 14 日（木）～ 令和 3 年（2021 年）10 月 20 日（水）まで
選定委員会	令和 3 年（2021 年）11 月上旬（予定）
公募設置等予定者の通知	令和 3 年（2021 年）11 月下旬（予定）
基本協定締結	令和 3 年（2021 年）12 月（予定）
公募設置等計画の認定	令和 4 年（2022 年）4 月
認定計画提出者による工事	令和 4 年（2022 年）4 月～
供用開始	令和 4 年（2022 年）4 月～

## (2) 応募手続き

### ① 公募設置等指針の交付

公募設置等指針については、市ホームページからダウンロードしてください。

### ② 現地見学会・説明会の開催

事前説明会を次のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、申し込みをしてください。

使用様式：様式1「公募説明会参加申込書」

申込期限：令和3年（2021年）8月9日（月）12時まで

申込方法：電子メール

アドレス：plan@city.maizuru.lg.jp

申 込 先：舞鶴市政策推進部企画政策課

開催日時：令和3年（2021年）8月10日（火）14時30分から

（受付は14時00分から開始）

開催場所：赤れんが2号棟ホール

参加人数：1社で参加する場合は2名まで、グループで参加する場合は4名まで

そ の 他：資料等については、事前にダウンロード、印刷した上で各自ご持参ください。

なお、説明会に参加しなくても公募設置等計画を提出することは可能です。また、説明会に参加しないことにより審査において不利になることはありません。

### ③ 応募登録

事業に応募される方は、必ず応募登録をしてください。

応募登録は、応募法人又は応募グループに限ります。個人での応募登録はできません。応募グループで公募設置等計画の提出を予定されている場合は、応募グループのうちの1社が代表して応募登録を行ってください。なお、公募設置等計画の受付時においては、応募登録をした法人が存在する場合に限り、グループの構成を変更することは可能です。

応募登録は、次のとおり行ってください。

使用様式：様式2「応募申込書」

申込期限：令和3年（2021年）8月19日（木）まで

受付場所：舞鶴市政策推進部企画政策課

住 所：〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

提出方法：受付場所へ持参もしくは郵送（必着）

#### ④ 公募設置等指針に対する質問及び回答

応募登録した法人またはグループに限り、質問を受け付けます。本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出して下さい。回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式3「質問書」

提出方法：電子メール

※件名は「赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業」と記載して下さい。

アドレス：plan@city.maizuru.lg.jp

提出先：舞鶴市政策推進部企画政策課

回答方法：本市ホームページにおいて質問及び回答を公表します。

※ただし、文化財の活用に関する質問などにおいて、関係機関等との調整に時間を要する場合、回答期限内に回答できないことがあります。

#### ⑤ 公募設置等指針に対する再質問及び回答

応募登録した法人またはグループに限り、再質問を受け付けます。質問への回答、及び本指針の内容に関して再質問がある場合は、以下のとおり再質問書を提出して下さい。回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式3「質問書」

提出方法：電子メール

※件名は「赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業」と記載して下さい。

アドレス：plan@city.maizuru.lg.jp

提出先：舞鶴市政策推進部企画政策課

回答方法：本市ホームページにおいて質問及び回答を公表します。

※ただし、文化財の活用に関する質問などにおいて、関係機関等との調整に時間を要する場合、回答期限内に回答できないことがあります。

#### ⑥ 公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出して下さい。

なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」のとおり（指定のないものは任意様式）

受付場所：舞鶴市政策推進部企画政策課

住所：〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

提出方法：受付場所へ持参又は郵送（必着）

<公募設置等計画等作成の注意事項>

- ・ 公募設置等計画等の提出は1応募法人（1応募グループ）1提案とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用して下さい。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成して下さい。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・ 「7. 公募設置等計画」は様式11-1～11-7とし、左綴じし、ページを付して提出して下さい。
- ・ 明確かつ具体的に記述して下さい。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜作成して構いません。
- ・ 公募設置等計画の副本には、ロゴ、住所、会社名、氏名等がわかる表示は付さないでください（記載欄や記載、押印の指示がある場合を除く。）。
- ・ 提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-RまたはDVD-Rを1枚提出して下さい。

図表 11 公募設置等計画等関係書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 舞鶴市公の施設の指定管理者指定申請書	様式 4	1 部	
2. 誓約書	様式 5	1 部	1 部
3. 委任状	様式 6	1 部	
4. 応募制限関連書類（応募グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出）	—	—	—
(1) 団体の概要	様式 7-1	1 部	1 部
(2) 団体を証する書類（定款、寄付行為、規約、組織図）	—	1 部	1 部
(3) 法人登記簿謄本及び印鑑証明	—	1 部	1 部
(4) 役員名簿	様式 7-2	1 部	1 部
(5) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の未納がない証明	—	1 部	1 部
(6) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）」（直近 3 年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	—	1 部	1 部
(7) 団体の本年度の収支予算書及び事業計画書並びに前 2 年度の収支計算書 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	—	1 部	1 部
(8) 財務状況表	様式 8	1 部	1 部

5. 応募資格関係書類（該当する法人について提出）	—	—	—
(1) 設計・管理運営実績を証する書類	様式9	1部	1部
6. 共同事業体協定書	様式10	1部	1部
7. 公募設置等計画 表紙	様式11-1	1部	10部
(1) 事業の実施方針 ①事業全体の基本方針・法令順守 ②事業の目的・コンセプト ③事業全体のスケジュール ④エリアマネジメントの提案 ⑤地域貢献・賑わい波及の提案	様式11-2	1部	10部
(2) 事業の実施体制・業務実績 ①事業実施体制（役割分担、人材確保・育成、職員配置、苦情処理・トラブル対応） ②個人情報の管理体制 ③類似業務の実績	様式11-3	1部	10部
(3) 公募対象公園施設等の整備計画 ①施設の配置計画（利便増進施設の設置計画を含む） ②公募対象公園施設の整備計画（イメージパース、平面図、立面図、断面図） ③重要文化財の活用にあたっての配慮事項 ④特定公園施設の整備計画（イメージパース、平面図） ⑤文庫山および文庫山施設の整備計画（注1）（イメージパース、平面図、立面図、断面図） ⑥ユニバーサルデザイン、バリアフリー等への配慮事項 ⑦工程表	様式11-4	1部	10部
(4) 施設の管理運営計画 （ア）全体計画 ①利用者の満足度向上・利用促進、ニーズ把握と管理運営への反映 ②目標管理と改善姿勢 ③段階的なエリア拡大を踏まえた提案 ④日常安全管理、緊急時の対応 ⑤事業撤退に至ると想定されるリスクと対応方針 （イ）個別計画 ①公募対象公園施設の管理運営計画 ②指定管理業務の計画 ③自主事業に関する計画※自主事業計画書 ④文庫山および文庫山施設の管理運営計画（注2）	様式11-5	1部	10部
(5) 経営計画 ①事業収支計画（注3） ②価額提案書	様式11-6 様式11-7	1部	10部
8. 労働保険・社会保険の加入の必要がないことについての申出書（注4）	様式12	1部	1部

（注1）作成は任意とします。文庫山および文庫山施設の利活用を提案する場合には提出してください。

(注2) 維持管理業務に関する計画の作成は必須としますが、運営に関する計画の作成は任意とします。

文庫山および文庫山施設の活用を提案する場合には、運営を含めた計画を提出してください。

(注3) 様式11-6を参照し、任意の様式を作成することも可とします。ただし、任意の様式を用いる場合にも、記載の粒度等は様式11-6に合わせるようにしてください。

(注4) 該当する場合のみ作成してください。

### (3) 事務局

舞鶴市 政策推進部企画政策課企画開発係

住 所：〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

電 話：0773-66-1042

メールアドレス：plan@city.maizuru.lg.jp

### (4) 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。土曜・日曜・祝祭日は休業となります。

### (5) 審査方法等

#### ① 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

#### (ア) 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。また、必要に応じてヒアリングを行うこととします。

##### i. 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

##### ii. 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

##### iii. 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

(イ) 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「舞鶴赤れんがパーク公募設置等予定者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、③で示す評価の基準に沿って審査します。

第二次審査は応募者によるプレゼンテーション形式(非公開)で実施します。また、応募者が多数の場合、プレゼンテーションに先立ち提出された書類のみで審査を行い、対象者を数社程度に絞ることがあります。

※受付状況を踏まえ、会場や詳細のスケジュールは別途通知します。

② 選定委員会

市は公募設置等計画の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について③の評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

図表 12 選定委員会の構成

役 職	氏 名	所 属
委員長	沼田 行博	舞鶴市副市長
副委員長	川端 隆一	公認会計士川端隆一事務所 公認会計士・税理士
委員	足立 清治	A社会保険労務士法人 相談役 特定社会保険労務士
委員	猪野 恵子	猪野司法書士事務所 司法書士
委員	上野 和美	特定非営利活動法人まいづるネットワークの会 副理事長
委員	丁野 朗	公益社団法人 日本観光振興協会総合研究所顧問
委員	宗本 晋作	立命館大学工学部建築都市デザイン学科教授
委員	山田 忠雄	近畿税理士会 舞鶴支部 支部長 税理士

### ③ 評価の基準

市は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行うこととします。

図表 13 評価の項目、内容

評価項目	評価の視点	配点
1、事業の実施方針	①赤れんが周辺等まちづくり事業に係るこれまでの各計画、事業対象エリアの現状、当該業務の目的・内容を十分に理解しているか。	30
	②重要文化財である赤れんが倉庫や観光戦略拠点である事業対象エリアと、周囲との景観などに配慮した提案であるか。	
	③事業対象エリアの特性を生かし、地域との協働を促す魅力ある提案であるか。	
	④事業対象エリアを起点として、賑わいが市街地や市域へ波及することを意識した提案であるか。	
2、事業の実施体制・業務実績	①事業を実施するために、十分な実行力のある業務実施体制を整えているか。	30
	②個人情報等の管理体制は適切であるか。	
	③財務体質は健全であるか。	
	④施設の整備や管理運営についての類似実績を有しているか。	
3、公募対象公園施設等の整備計画	①来訪者の増加につながる、魅力的で独自性の高い提案であるか。	50
	②赤れんが倉庫の活用において重要文化財であることに配慮し、その実現性について示された提案であるか。	
	③ユニバーサルデザイン、バリアフリー等に配慮した提案であるか。	
	④設計・工事のスケジュールは適切であるか。	
4、施設の管理運営計画	①イベント開催による賑わいや、集客性の向上、市民の日常的な利用に資するエリアの有効活用策等が講じられており、事業対象エリアの魅力向上につながる管理運営計画であるか。	50
	②段階的に広がるエリアも想定した管理運営計画であるか。	
	③平常時及び災害時における安全・安心に配慮した管理運営計画であるか。	
	④事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針は適切であるか。	
5、経営計画	①堅実な投資計画及び収支計画であるか。	30
	②特定公園施設の市負担額や指定管理料、公募対象公園施設等の使用料の提案額	
6、その他	①応募法人が市内に本社・本店を有しているか。	10

#### ④ 結果の通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は本市ホームページで公表します。

#### ⑤ 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針配布日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せにも、お答えできません。

#### (6) 公募設置等予定者等の決定

市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

#### (7) 公募設置等計画の認定

市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

#### (8) 契約の締結等

##### ① 基本協定

市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定の案は別添資料1のとおりです。

##### ② 設置管理許可

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、公募対象公園施設の設置管理許可を得る必要があります。

##### ③ 特定公園施設建設・譲渡契約

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、市と「特定公園施設建設・譲渡契約」を締結します。特定公園施設建設・譲渡契約の案は別添資料4のとおりです。

##### ④ 指定管理者の指定と協定の締結

指定管理者候補者に選定された法人等については、令和3年12月招集予定の舞鶴市議会定例会において議決を経た後に、指定管理者として指定します。ただし、指定申請以降に、「3(1)①応募の制限」のいずれかに該当することが判明した場合は、指定をしないことがあります。

指定管理者を指定した後、指定期間全体の「基本協定」を締結するとともに、年度ごとに指定管理料等についての「年度協定」を締結します。

### ⑤ 利便増進施設の占用許可（行政の負担の有無及び額）

公募対象公園施設の収益性を高めるために必要と認められる利便増進施設（看板、広告塔）を設置する場合、都市公園法第6条に基づく都市公園占用許可を受け、設置、維持管理を行ってください。

利便増進施設の設置にあたっては、工事中も含め条例に基づく使用料を市へ支払っていただきます。

### （9） リスク分担

事業の実施における主なリスクについては、次の負担区分とします。ただし、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

#### ① 公募対象公園施設

項目	内容	負担者	
		舞鶴市	認定計画提出者
物価変動	設置等予定者決定後の物価変動リスク		○
金利変動	設置等予定者決定後の金利の変動		○
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に直接影響を及ぼす法令変更	協議事項	
	当該事業にかかわらず認定計画提出者に影響を及ぼす法令変更（最低賃金等）		○
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は認定計画提出者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う業務の変更、中止、延期、臨時休業※1		○
資金調達	必要な資金調達		○
事業の中止・延期	舞鶴市の責任による中止・延期	○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○
	認定計画提出者の業務放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継費用の負担		○
債務履行	舞鶴市の協定内容の不履行	○	
	認定計画提出者の事由による業務または協定内容の不履行		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項		○
	施設管理上の瑕疵による事項		○
運営リスク	施設、機器等の不備または施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
第三者賠償	認定計画提出者の注意義務を怠ったことにより与えた第三者への損害賠償		○
	施設の構造上の問題等を起因として利用者等が受傷した場合等で、認定計画提出者が負うべき責任のない第三者への損害賠償		○

② 指定管理業務

項目	内容	負担者	
		舞鶴市	認定計画提出者
物価変動	上下水道料金の単価に関する物価変動リスク	協議事項	
	上記特定経費以外の経費に関する物価変動リスク	協議事項	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減		○
利用者数、使用量の変動	認定計画提出者が指定申請時に積算した利用者数やエネルギー使用量等の変動に伴う経費の増減		○
法令変更	施設の管理運営の基準等に直接影響を及ぼす法令変更	○	
	当該事業にかかわらず認定計画提出者に影響を及ぼす法令変更（最低賃金等）		○
税制変更	施設の管理運営の経費に直接影響を及ぼす法令変更（消費税・地方消費税、印紙税、酒税、入湯税等）	○	
	当該事業にかかわらず指定管理者に影響を及ぼす法令変更（所得税、法人市民税、事業所税、固定資産税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増加	○	
施設修繕等	認定計画提出者の注意義務を怠ったことによる施設、設備、備品、資料等の滅失、損傷に関する原状回復又は賠償		○
	上記以外に起因する施設、設備、備品、資料等の滅失、損傷のうち、躯体や文化財としての価値に関わる重要な建材に係る修繕	○	
	躯体や文化財としての価値に関わる重要な建材以外に係る経年劣化や利用に伴う損耗等に対応する一般的な修繕		○
既存施設の見えない瑕疵	市から事業者への引渡し時点で事業者が知りえなかった既存施設の瑕疵への対応によるコスト増大	○	
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は認定計画提出者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修復等の経費増加※1	○	
第三者賠償	認定計画提出者の注意義務を怠ったことにより与えた第三者への損害賠償		○
	施設の構造上の問題等を起因として利用者等が受傷した場合等で、認定計画提出者が負うべき責任のない第三者への損害賠償	○	
書類の誤り	指定申請書、事業計画書等指定管理者がその内容について責任を負うべきもの		○
	指定管理業務仕様書等市がその内容について責任を負うべきもの	○	
許認可不調	重要文化財の活用に係る許認可が滞り、事業スケジュールや事業内容に変更が生じた場合の費用負担等	協議事項	
支払遅延	指定管理者が再委託業者等に支払う経費の支払遅延による損害		○
	市が指定管理者に支払う経費の支払遅延による損害	○	
その他	上記以外の事案は、市及び指定管理者の協議による（業務内容の一部変更）	協議事項	

※1 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- 災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行って下さい。
- 特定公園施設を含む指定管理エリア、公募対象公園施設、自主事業による整備施設が復旧困難な被害を受けた場合、市は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがあります。
- 災害対応のために必要な場合、市は、認定計画提出者に対して業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。
- 業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。

## (10) その他

### ① 工事中の条件

- ・ 施設の施工に当たり市と円滑な協議が可能な管理体制として下さい。
- ・ 工事期間中の周辺住民等の安全や周辺環境へ配慮した提案として下さい。工事中の音、振動等については、周辺に配慮して下さい。
- ・ 認定計画提出者が設置する施設の設置許可あるいは占用許可、確認申請、建築基準法第44条許可等の手続き期間も考慮したスケジュール管理をして下さい。

### ② 関連法令

公募設置等計画の内容は次の法令、条例及び要綱等を遵守して下さい。

※事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施して下さい。

#### (ア) 法令等

- ・ 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- ・ 都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）
- ・ 自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
- ・ 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）
- ・ 宅地造成等規制法（昭和36年11月7日法律第191号）
- ・ 文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）ほか文化財保護に関する法令等
- ・ 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）及び地方自治法施行令
- ・ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- ・ 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）
- ・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- ・ 駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）
- ・ 景観法（平成16年6月18日法律第110号）
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年9月5日法律第84号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）
- ・ 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）

- ・ 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）
- ・ 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）
- ・ 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
- ・ 電気工事士法（昭和35年8月1日法律第139号）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日通商産業省令第52号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- ・ 振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）
- ・ 悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）
- ・ 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）
- ・ 労働契約法（平成19年12月5日法律第128号）
- ・ 労働組合法（昭和24年6月1日法律第174号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- ・ 最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）
- ・ 労働者派遣法（昭和60年7月5日法律第88号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- ・ 健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年5月23日法律第56号）
- ・ 警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）
- ・ 旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年7月8日法律第53号）
- ・ ガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
- ・ その他関連する法令

#### （イ） 条例等

- ・ 京都府建築基準法施行条例（昭和35年7月5日条例第13号）
- ・ 京都府屋外広告物条例（昭和28年4月1日条例第30号）
- ・ 京都府福祉のまちづくり条例（平成7年3月14日条例第8号）
- ・ 災害からの安全な京都づくり条例（平成28年条例第41号）
- ・ 京都府環境を守り育てる条例（平成7年12月25日条例第33号）

- ・ 食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例（平成12年3月28日条例第5号）
- ・ 舞鶴市環境美化条例（昭和59年3月30日条例第9号）
- ・ 舞鶴市都市公園条例（昭和33年4月1日条例第1号）及び舞鶴市都市公園条例施行規則（昭和33年6月25日規則第11号）
- ・ 舞鶴市における屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則（平成12年3月30日規則第12号）
- ・ 舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年6月29日条例19号）
- ・ 舞鶴市公共下水道条例（昭和44年3月31日条例第6号）
- ・ 舞鶴市水道事業給水条例（平成10年3月31日条例第8号）
- ・ 食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例（平成12年3月28日条例第5号）
- ・ 舞鶴市防犯カメラの設置及び運用に関する規定（平成29年12月28日訓令甲第11号）
- ・ 舞鶴市火災予防条例（昭和48年7月16日条例第12号）
- ・ 舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成15年12月24日条例第24号）
- ・ 舞鶴市個人情報保護条例（平成16年10月15日条例第24号）
- ・ 舞鶴市公共施設予約システムの利用者登録等に関する規則（平成15年5月16日規則第16号）
- ・ その他関連する条例等

#### （ウ） 適用要綱等

- ・ 赤れんが周辺等まちづくり構想（平成28年3月）
- ・ 舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり基本計画（平成29年3月）
- ・ 舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画（平成30年3月）
- ・ 舞鶴市緑の基本計画（平成11年3月）
- ・ 舞鶴市公共施設等総合管理計画（平成28年2月）
- ・ 舞鶴市都市計画マスタープラン（平成30年4月）
- ・ 舞鶴市都市計画区域マスタープラン（平成30年10月）
- ・ 舞鶴市立地適正化計画（平成30年4月）
- ・ 第4期舞鶴市地球温暖化対策実行計画（平成31年4月）
- ・ その他関連する適用要綱等

#### ③ 適用基準

特定公園施設は次の基準等に準拠し設計・施工して下さい。

- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設省経建発第1号）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省経建発第3号）
- ・ 建設工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（〃）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（〃）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（〃）
- ・ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説（〃）
- ・ 土木工事共通仕様書（案）（平成29年9月）（京都府）
- ・ 構内舗装・排水設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ グリーン庁舎基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 機械設備工事承諾図様式集（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 遊具の安全に関する規準（日本公園施設業協会）
- ・ 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- ・ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)（〃）
- ・ 公園施設の安全点検に係る指針(案)（〃）
- ・ 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)（〃）
- ・ 公園緑地工事共通仕様書（令和2年5月）（〃）
- ・ その他関連する基準、指針等

#### ④ 情報公開

公募において、認定計画提出者が市に提出した資料は、舞鶴市情報公開条例に基づき公開する場合があります。

#### お問合せ・提出先

##### ■ 舞鶴市 政策推進部 企画政策課 企画開発係

住 所：舞鶴市字北吸 1044 番地

電 話：0773-66-1042

メールアドレス：plan@city.maizuru.lg.jp